

福岡県知事・柳川市長選挙

投票日 4月11日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票

知事選 3月26日(金) 午前8時30分
市長選 4月5日(月) 午後8時

【問】市選挙管理委員会事務局
(☎77・8491)

告示日、投票日時、投票所

告示日 ▼福岡県知事選挙

3月25日(木) ▼柳川市長選挙

投票日時 4月11日(日)、午前7時～午後8時

投票所 市内22カ所(次ページ投票所一覧を参照)。

投票日は、各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された会場で投票

◆投票所入場券を忘れない
スムーズに投票するため「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。なお、なくした場合でも投票することができるので、投票所係

員に申し出てください。

投票できる人

◆福岡県知事選挙

平成15年4月12日までに生まれた人で、令和2年12月24日までに柳川市の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住んでいる人

○柳川市から県内の市区町村に転出した場合

次の全てに該当する人は、柳川市で投票できます。
▼柳川市の選挙人名簿に登録されている人
▼令和2年11月24日以降に県内の市区町村に転出した人
▼転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されて

いない人

※この場合、「引き続き県内に住所を有する証明書」の提示、または「引き続き県内に住所を有することの確認」を受ける必要があります。詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆柳川市長選挙

平成15年4月12日までに生まれた人で、令和3年1月3日までに柳川市の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住んでいる人

期日前投票や不在者投票

■期日前投票
投票日に仕事などやむを得

ない用事で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

●期間 ▼福岡県知事選挙

3月26日(金)～4月10日(土) ▼柳川市長選挙

4月5日(月)～10日(土) 午後8時

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票所 市役所各庁舎
▼柳川庁舎 3階第1会議室
▼大和庁舎 1階第1会議室
▼三橋庁舎 1階ロビー

期日前投票の場合、投票所は3カ所どこでも投票ができます。「投票所入場券」を忘れないで持ってきてください。

■不在者投票
不在者投票ができる人は次

のとおりです。

●仕事などで市外に滞在している人

市公式サイトから請求用紙をダウンロードして、手書きで記入し、投票用紙を請求してください。投票用紙などを滞在地へ郵送しますので、取り扱いに注意して、滞在地の選挙管理委員会に投票してください。



不在者投票

●指定施設で投票をする人

県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院や入所している人は、その施

設内で不在者投票をすることができません。詳しくは、入院や入所している施設の事務所にお尋ねください。

●期日前投票期間中に18歳になる人

期日前投票の期間中に投票をする場合、18歳に達していない人は不在者投票となります。

郵便投票、点字・代理投票

●郵便投票

身体に重度の障がいがある人で、市選挙管理委員会から

「郵便投票証明書」をもらっている人は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。

郵便投票証明書の交付を受けていない人は、事前に市選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付の申請をください。郵便による不在者投票をするときは、郵便投票証明書を提示し、4月7日(水)の午後5時までに、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。請求は、郵便か代理人が行うことができます。

郵便による投票ができる人は次のとおりです。

①身体障害者手帳で「両下肢が1級又は2級」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級」「免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級まで」の人

②戦傷病者手帳で「両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症まで」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人

度が特別項症から第3項症までの人

③介護保険の被保険者証で要介護区分が「要介護5」の人

●代理記載制度
郵便等投票ができる人で、身体障害者手帳で「上肢又は視覚の障害の程度が1級」または、戦傷病者手帳で「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人は、あらかじめ、本人が指定した「代理記載人」に記載させることができます。この場合も市選挙管理委員会に届け

出が必要です。

●点字・代理投票
目の不自由な人には、投票所に点字器を用意しています。また、身体が不自由で字が書けない人は、投票所の係員が代わって投票用紙の記入を行います。どの候補者に投票したか、漏れることは絶対ありません。

市民体育館で即日開票

開票は即日開票で、4月11日(日)、午後9時15分から、市民体育館で行います。

投票所のご案内

投票所	地区・校区	会場
第1	柳河	柳河ふれあいセンター
第2		柳河小学校体育館
第3	城内	城内コミュニティ防災センター
第5	沖端、西宮永	矢留うぶすな館
第7	東宮永	柳川農村環境改善センター
第8	両開	有明まほろばセンター
第9	昭代	就業改善センター
第10		
第11	蒲池	蒲池農村環境改善センター
第12		中村公民館
第13	大和	大和コミュニティセンター
第14	中島	大和漁村センター
第16	有明	有明コミュニティセンター
第17	皿垣	皿垣コミュニティセンター
第18	豊原	豊原コミュニティセンター
第19	六合	六合コミュニティセンター
第20	ニッ河	ニッ河コミュニティセンター
第21	藤吉	藤吉コミュニティセンター
第22	垂見	垂見コミュニティセンター
第23	矢ヶ部	矢ヶ部コミュニティセンター
第24	中山	中山コミュニティセンター
第25	藤吉、ニッ河、垂見	三橋生涯学習センター

新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

投票所の感染対策

- ▷入り口に消毒液を設置
- ▷記載台や鉛筆などは定期的に消毒
- ▷定期的な換気を実施
- ▷投票事務従事者はマスク着用
- ▷持参した鉛筆やシャープペンシルで記入可能
- 有権者へのお願い
- ▷投票所に行くときは、事前に手洗いをし、マスク着用でお越しください
- ▷投票所入り口で手指を消毒してください
- ▷投票所では周りの人と一定の距離をとってください